

軽油引取税に係る地方税法違反嫌疑事件の告発について (製造等承認義務違反の罪)

令和6年7月3日

奈良県は、兵庫県からの情報提供を受け、兵庫県、大阪府、和歌山県、岡山県及び兵庫県警と合同で、地方税法違反（軽油引取税に係る製造等承認義務違反）の嫌疑で調査をしていましたが、本日、嫌疑者6名と嫌疑法人1社を神戸地方検察庁に告発しました。

概要

【地方税法違反(第144条の32第1項第1号等)】

兵庫県神戸市に本店を置く石油製品等販売業、有限会社富士産業の代表取締役が、関係するタンクローリー運転手等5名と共謀し、奈良、兵庫、大阪、和歌山、岡山の各府県知事の承認を受けることなく、令和3年8月2日から令和5年7月19日までの間に、奈良県所在の灯油から識別剤クマリンを除去する施設の敷地内又は兵庫、大阪、和歌山、岡山各府県の納品先需要家の敷地内において、軽油と灯油を混和して炭化水素油（いわゆる不正軽油） 合計1,258万4,000リットルを製造した疑い。

本件において嫌疑者らの行った行為は計画的であり、その手口の悪質さ、結果の重大さからは、極めて悪質、かつ、公正な納税秩序を破壊するものであると認められるため、地方税法の規定により直ちに告発すべきと判断した。